船舶事故調査報告書

令和6年1月24日 運輸安全委員会(海事専門部会)議決

委員伊藤裕康(部会長)

委員上野道雄

委員 岡本満喜子

事故種類	乗組員負傷
・	令和5年9月1日 05時50分ごろ
発生場所 	宮城県南三陸町石浜漁港北東方沖
	ばなな港名足南防波堤灯台から真方位032°1,430m付近
+4. a lm -m	(概位 北緯38°44.0′ 東経141°34.1′)
事故の概要	漁船第三党丸は、養殖施設の清掃作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和5年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官(仙台事務 ・・・・・・・・
	所)を指名した。
	なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。
	原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三豊丸 2.1トン
船舶番号、船舶所有者等	MG3-46588 (漁船登録番号)、個人所有
L×B×D、船質	8.97m (Lr) × 2.40m× 0.91m, FRP
機関、出力、進水等	ガソリン機関(船外機)、100kW(動力漁船登録票による)、平
	成20年12月6日
乗組員等に関する情報	船長 75歳
	二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
	免 許 登 録 日 昭和 5 1 年 6 月 1 1 日
	免許証交付日 令和5年5月18日
	(令和11年5月11日まで有効)
死傷者等	重傷 1人(船長)
損傷	なし
気象・海象	気象:天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好
	海象:波高 約2m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、わかめ養殖施設のアン
	カーロープ及びブイの清掃作業を行う目的で、令和5年9月1日05
	時〇〇分ごろ、石浜漁港北東方沖の養殖施設に向けて同漁港を出港
	し、05時15分ごろ、養殖施設に到着して清掃作業を開始した。
	(写真 1 参照)



写真1 本船

清掃作業は、アンカーロープをウインチで引き寄せ、本船の左舷ブルワーク下の金属棒に固縛した細索(以下「固定索」という。)で固定した後、甲板員が、同ロープのブイを取り外して後部甲板で清掃し、船長が、同ロープをロケットと称する清掃用機器に挟み込んで清掃するものであった。(写真2、3参照)



写真2 後部甲板の状況



写真3 ロケット

船長は、05時50分ごろ、1本目の清掃を終えたので、ブルワーク上の固定索を左手で掴んで外そうとした際、波浪で船体が浮上し、 左薬指が固定索とブルワークとの間に挟まれて左薬指の第1関節から 先を切断した。(写真4参照)





写真4 本事故発生時の状況(再現)

船長は、甲板員に119番通報を行わせるとともに、石浜漁港へ向けて帰航を開始した。

船長は、石浜漁港に帰港後、救急車で宮城県石巻市内の病院に搬送され、緊急手術を受けた。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

船長は、出港前に気象状況を確認し、安全に清掃作業を行うには波 が高いと感じていたものの、僚船2隻が出港していたので、本船も作 業が可能であると思い、出港した。

分析

乗組員等の関与

船体・機関等の関与

気象・海象等の関与

判明した事項の解析

あり

なし

あり

本船は、石浜漁港北東方沖において、波高約2mの風浪が発生している状況下、養殖施設の清掃作業中、船長が、ブルワーク上の固定索を左手で掴んで外そうとした際、波浪で船体が浮上したことから、左薬指が固定索とブルワークとの間に挟まれて負傷したものと考えられる。

船長は、出港前に気象状況を確認し、安全に清掃作業を行うには波 が高いと感じていたものの、僚船2隻が出港していたことから、本船 も作業が可能であると判断して出港したものと考えられる。

原因	本事故は、本船が、石浜漁港北東方沖において、波高約2mの風浪
	が発生している状況下、養殖施設の清掃作業中、船長が、ブルワーク
	上の固定索を左手で掴んで外そうとした際、波浪で船体が浮上したた
	め、左薬指が固定索とブルワークとの間に挟まれたことにより発生し
	たものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え
	られる。
	・乗組員は、ブルワーク付近でロープ作業を行う場合、船体動揺等
	により不意にフェアリーダ等の金属類に手指を挟まれたり、巻き
	込まれたりするおそれがあるので、手元をよく見て作業に当たる
	こと。
	・小型船舶の船長は、出港前に気象情報をよく確認し、波が高い場
	合などには安全に作業を行うことができないおそれがあるので、
	僚船が出港していたとしても慎重に出港可否の判断を行い、少し
	でも不安を感じる場合は出港を控えること。

付図1 事故発生場所概略図

